

入札説明書

会津森林管理署南会津支署宿舍凍害防止対策修繕他工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日： 令和4年11月14日

2 契約担当官等：分任支出負担行為担当官 会津森林管理署南会津支署長 橋本 俊夫

3 工事概要等

- (1) 工 事 名：会津森林管理署南会津支署宿舍凍害防止対策修繕他工事
- (2) 工事場所：福島県南会津郡只見町大字大倉字広田面1466外4
- (3) 工事内容：凍害防止対策修繕工事6戸、排水管工事1戸、浴室修繕工事1戸
詳細は、別途示す「工事費内訳書」等のとおり
- (4) 工 期：契約締結日の翌日から令和5年3月29日まで
- (5) その他

ア 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出、入札等は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請書の提出期間、場所及び方法は、入札公告3の（2）のとおりである。

イ 電子入札システムで利用できるＩＣカードは、一般競争(指名競争)入札参加者申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したＩＣカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和3・4年度の関東森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建築一式工事」に係るＣ又はＤ等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が20%以上の場合のものに限る）。なお、当該実績が林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び治山センター所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事で、平成19年4月1日以降に完成したものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認められない。
同種工事：新築工事又は建築物における設備改修工事（発注者が国以外も含む）

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
- ア 1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（種別が建築）、1級建築士又は2級建築士のいずれかの資格を有する者であること。
 - イ 石綿作業主任者技能講習又は建築物石綿含有建材調査者講習のいずれかを修了した者であること。
 - ウ 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間に(4)に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
 - エ 直接的かつ恒久的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以上あること。
- (6) 申請書、同種工事の施工実績等の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から工事請負契約指名停止等措置要領（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 森林管理局長等が発注した建設工事のうち、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年度間に完成・引き渡された工事について、工事成績評定を行っている場合は、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 上記の工事概要等にした工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- なお、本物件の受託者は、(株)梶建築設計事務所前橋建築事務所（群馬県前橋市荒牧町4-1-21 電話027-234-9820）である。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ア 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、福島県に所在すること。
- また、経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4の(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、4の(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参又は郵送すること。

【電子入札システムによる提出の場合】

ア 提出期間：入札公告3の(2)のアによる。

イ 提出方法：

電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」(別紙様式1)及び「競争参加資格確認資料」(別紙様式2、3、4、1-2)を添付し提出すること。

ただし、ファイル容量が10MBを超える場合には、必要書類の一式(電子入札システムとの分割を認めない)を持参又は郵送で提出することとする(書留郵便に限る、締切日時必着)。

また、持参又は郵送により提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムより申請書、資料として送信すること。

(ア) 持参又は郵送する旨の表示

(イ) 持参又は郵送する書類の目録

(ウ) 持参又は郵送する書類のページ数

(エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送による提出先は、入札公告3の(2)のイに同じ。

ウ ファイル形式：

電子入札システムにより提出する資料は、以下のいずれかのファイル形式にて作成すること。

- ・ 一太郎(一太郎単独シートとする。)
- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーションPDFファイル
- ・ 画像ファイルJPEG形式又はGIF形式
- ・ 圧縮ファイルLZH形式

【紙入札方式による提出の場合】

ア 提出期間：入札公告3の(2)のアのとおり。

イ 提出場所：入札公告3の(2)のイのとおり。

ウ 提出方法：入札公告3の(2)のウのとおり。

紙入札方式の場合は返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し簡易書留料金分を加えた郵便料金の切手(404円)を貼った長3号封筒を提出書類と併せて提出すること。

(2) 提出された申請書及び資料の差し替え及び再提出は、受付期間内において申し出ることができる。

(3) 申請書は別紙様式1により作成し、同種工事の施工実績(別紙様式2)、配置予定の技術者の資格・工事経験(別紙様式3)、工事成績評定表(別紙様式4)、令和3・4年度に係る一般競争(指名競争)資格確認通知書の写し及び営業所一覧表(別紙様式1-2)を添付すること。

(4) 申請書に係る資料は次により作成すること。

ただし、同種工事の施工実績(別紙様式2)、配置予定の技術者の資格・工事経験(別紙様式3)については、工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

また、別紙様式2、別紙様式3に記載する施工実績が森林管理局長等の発注した工事で平成19年4月1日以降に完成し工事成績評定が行われた場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類（以下「工事成績評定通知書等」という。）の写しを添付すること。

ア 同種工事の施工実績（別紙様式2）

上記4の(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を1件記載すること。

イ 配置予定の技術者の資格・工事経験（別紙様式3）

上記4の(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の経験(1件のみ)、申請時における他工事の従事状況等を記載することとし、他工事の従事状況においては、国・都道府県・市町村・民間の別、専任又は非専任の別にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置については、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とすることは差し支えないものとするが、他工事の落札者又は落札予定者となったことにより記載した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに書面により入札辞退を行うこと。

他工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、実際の施工に当たって、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、発注者との協議により、主任技術者を変更できるものとする。

また 配置予定技術者の資格者証の写し又は実務経歴を添付すること。

ウ 工事成績評定通知書等の写し

森林管理局長等が発注した建設工事のうち、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年度間に完成・引き渡された工事について、工事成績評定を行っている場合は、該当する工事全ての工事成績評定通知書等の写しを提出すること。（同種工事の施工実績（別紙様式2）及び配置予定の技術者の資格・工事経験（別紙様式3）に添付する工事成績評定書等の写しと重複する場合であっても、別に提出すること。）

エ 営業所一覧表（別紙様式1-2）

当該表に記載の記載要領のとおり作成すること。

(5) 資料の作成説明会や資料内容のヒアリングについては、実施しない。

(6) 競争参加資格の確認については、申請書及び資料の提出期限日をもって行う。ただし、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの期間に競争参加資格があると認めた者が関東森林管理局長からの指名停止を受けた場合、当該者に対する資格確認通知書を取り消し、競争参加資格がないことを通知する。

(7) 令和4年12月1日までに競争参加資格の確認結果を通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(8) 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに分任支出負担行為担当官等が、競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができない。

6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和4年12月12日16時00分まで。

イ 提出場所：入札公告3の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送による（郵送による場合は提出期限必着）。

(2) 分任支出負担行為担当官は、(1)の説明を求められたときは、令和4年12月14日までに、説明を求めた者に対して、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 閲覧期間：令和4年12月13日から令和4年12月14日までの9時00分から16時00分まで。

イ 閲覧場所：(1)のイに同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。

ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く）以内

イ 提出場所：(1)のイに同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送による（郵送による場合は提出期限必着）。

(5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札等監視委員会で審議する。

(6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札等監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

イ 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

7 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

ア 受領期間：令和4年11月15日から令和4年12月9日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日9時00分から16時00分まで（12時00分から13時00分までを除く）。

イ 提出場所：入札公告3の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法：書面の持参又は郵送による（様式自由）。

郵送による場合は、令和4年12月9日16時00分必着とする。

(2) (1)の質問に対する回答は、書面により行う。

また、(1)の質問及び回答書の写しを次のとおり閲覧に供するとともに、関東森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

ア 閲覧期間：令和4年12月13日から令和4年12月14日までの休日を除く毎日9時00分から16時00分まで。

イ 閲覧場所：(1)のイに同じ。

8 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる入札の開始及び締切りは、入札公告4の(3)のアによる。

(2) 持参による入札の場合は、入札公告4の(3)のイによる。この場合、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

(3) 開札は、入札公告4の(3)のウによる。

9 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は入札公告3の(2)のイに郵送すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：納付

ただし、金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証若しくは、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

工事費内訳書の様式は任意であるが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。

【電子入札方式の場合】

ア 提出方法

工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、「入札書」画面の内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし工事費内訳書のファイルの容量が10MBを超える場合には、次のイによること。

イ 郵送について

工事費内訳書が10MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送（締切日時必着）で提出すること。

郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割による提出は認めない。また、郵送に当たっては書留郵便を利用し、二重封筒で表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書きし、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。

郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（様式自由）を作成し、「入札書」画面の内訳書添付フィールドに添付し、電子入札システムにより送信すること。

- (ア) 郵送等する旨の表示
- (イ) 郵送等する書類の目録
- (ウ) 郵送等する書類のページ数
- (エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送の場合の提出先は、入札公告3の(2)のイに同じ。

ウ ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記5の(1)のウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

【紙入札方式での場合】

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。また、分任支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。なお、当該工事費内訳書未提出業者の入札は無効とする。

12 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

13 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに関東森林管理局署等競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札を取り消すものとする。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)において、最低価格の者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

15 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、分任支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

イ 提出場所：入札公告3の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送による（郵送による場合は提出期限必着）

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、(1)のアの提出期限の翌日から起算して5日（休日は除く。）以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 閲覧期間：(2)の回答日の翌日から令和5年3月31日までの休日を除く毎日、9時00分から16時00分(12時00分から13時00分までを除く。)

イ 閲覧場所：上記(1)のイに同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。

ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内

イ 提出場所：上記(1)のイに同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送による（郵送による場合は提出期限必着）。

(5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札等監視委員会で審議する。

(6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札等監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

イ 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

16 配置予定主任技術者の確認

落札者は、5の(4)のイの資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

ただし、実際の工事にあたり、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記のいずれかに該当するときは、発注者との協議により、配置する主任技術者を変更できるものとする。

(1) 病気、退職、死亡、その他の分任支出負担行為担当官が認める事由による場合

(2) 受注者の責によらない理由により工事が中止され、又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合

17 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする（落札者が決定したときは、遅滞なく（7日を目安として分任支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書を取り交わすものとする。）。

なお、国有林野事業工事請負契約約款については、本工事の公告日現在、関東森林管理局ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>) に掲載しているものとする。

18 支払条件

- (1) 前金払：無
- (2) 中間前金払い及び部分払：無

19 関連情報入手のための照会窓口

受付窓口：入札公告3の（2）のイに同じ。

20 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時00分から16時00分まで稼働している。
- (3) 電子入札システムの操作手引き書
システム操作上の手引き書としては、関東森林管理局ホームページに掲載している「運用基準」及び農林水産省電子入札センターホームページに掲載しているマニュアルを参考とすること。
- (4) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
システム操作、接続確認等の問い合わせ先
農林水産省電子入札センターヘルプデスク
受付時間：9時から16時（12時から13時までを除く。）
電話：048-254-6031 FAX：048-254-6041
e-mail: help@maff-ebic.go.jp
- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (6) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。
なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (7) 本店等の所在地域
本工事の手続きに際して本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は、入札公告に示した区域である。
- (8) 仕様書等
仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年度」等を参照すること。
- (9) 競争参加資格等で求める「〇年間」、「〇年以内」は、会計年度（4月1日～3月31日）のことであり、競争参加資格確認資料等において「過去15年以内」、「過去5年間」等とあるものは、それぞれ「過去15年度以内」、「過去5年度の間」等と読み替える。
この場合、「過去15年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去15年度の期間をいう。